

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</u>
<u>第26条の6 削除</u>	<u>第26条の6 市町村教育委員会は、市町村の長の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の県人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u>
	<u>2 市町村教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u>
	<u>3 前項に規定するもののほか、同項の規定により勤務を命ずることができる時間数その他の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。</u>
備考	改正部分は、下線の部分である。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</u></p> <p><u>第9条の2 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u></p>
	<p><u>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p>
	<p><u>3 前項に規定するもののほか、同項の規定により勤務を命ずることができる時間数その他の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p><u>第9条の2</u> [略]</p>	<p><u>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p><u>第9条の2の2</u> [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。